

第3章 パキスタンの司法制度と法システム

著者	浅野 宜之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	情勢分析レポート
シリーズ番号	13
雑誌名	パキスタン政治の混迷と司法 軍事政権の終焉と民政復活における司法部のプレゼンスをめぐって
ページ	55-71
発行年	2010
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00014725

第3章

パキスタンの司法制度と法システム

浅野宜之

I はじめに

パキスタンの法制度は、イギリス統治期に導入された近代法制度と、宗教法などの固有の法制度が並立する形で存在している。そして、この法制度を動かしている中心的存在が裁判所であり、そのなかで働く法曹、特に裁判官であるといえる。第1章で詳述されているように、近年のパキスタン政治においては、司法の果たす役割が重要なものとなっている。また、政権による裁判官人事への介入も行われ、それがさらに政治の混迷を深くすることにつながっている。

そこで本章では、現代パキスタンの政治と法との関連を検討する際に不可欠である、裁判所を中心とする司法制度に焦点を当てつつ、特徴的な法制度についても取り上げ、法制度の概要について検討する。なお、司法制度については、本稿では最高裁裁判所（最高裁）および高等裁判所（高裁）の管轄権および人事面での状況、すなわち裁判所の管轄しうる事項および裁判官の資格や任命手続きの問題について検討するとともに、パキスタンにおいて最近発表された、国家司法政策に焦点を当てることとする。制度面での現状については、浅野[2009]を参照されたい。

II パキスタンの法と司法

パキスタンにおいて、司法制度は歴史的にみてムガル時代、イギリス統治時代、そして独立後に分けることができる。ムガル時代後期においては、裁判所は王室裁判所 (royal court) とカーディ裁判所 (qazi court) とに分けられた (Yasin

and Shah [2004:76])。王室裁判所は行政官や司法官に対する不服申立てを行う裁判所のような位置づけで、皇帝が直接聴聞を行った。これに対し、カーディ裁判所は民事、刑事の通常裁判所で、イスラーム法が適用された。しかし、その裁判所制度そのものは十分に組織されたものではなかったともされる。イギリス統治時代の裁判所制度については、インドと同様である。ベンガル総督ヘイスティングス (Warren Hastings) のもとでたてられた1772年司法計画により、民事・刑事裁判所の制度化がなされ、イギリスの司法手続きにもとづくことが定められていたものの、相続や婚姻などについては現地の法（イスラーム法など）を法源とすることが認められていた。19世紀には法典化が進められ、刑法典や刑事訴訟法典などが制定されている。このように整備された法制度を下敷きに、イギリスからの独立を果たしたのが1947年である。

上記のような法制度の発展にもみられるように、パキスタン法制は分野によってイギリスからの移入にもとづく西洋近代的法制と、おもにイスラーム法を基礎においた宗教法制とが混在あるいは並立しているという状況にある。

(1) 西洋近代的法制

パキスタンはイギリスから移入した法制度を基本とするため、いわゆる英米法系の判例法主義をとると一般にはいわれる。しかし、議会により制定された法令をはじめ、さまざまな制定法が裁判において主たる法源となっているのであり、判例のみに軸足を置くのではなく、制定法の内容についても検討を加える必要がある。

現在、パキスタンにおいて法制度の整備のために設置されている組織が法律および司法委員会 (Law and Justice Commission: 以下、法律委員会と略) である。法律委員会は最高裁長官を長とし、連邦シャリーア裁判所長官、高裁長官、法務総裁、女性地位委員会委員長などから構成される機関で、最高裁にその事務局をおく。委員会の機能としては、法令を定期的かつ体系的に、社会の実情に合うための改正・修正という視点から検討すること、法典化あるいは法令の統一化を進めること、連邦法と州法との不整合を修正すること、法令を容易に理解できるようにすることともに、社会の法に対する意識を向上させること、司法行政の改善を進めること、司法へのアクセス開発基金の運営などが挙げられている (GOP [n.d.: iv-v])。とくに重要な役割としては既存の法令の問題点や

改正点などについて調査、報告することになり、2007年度末までに102件の報告書が出されている。直近5年間の報告テーマとしては、1898年刑事訴訟法の改正、1908年民事訴訟法の改正、1860年パキスタン刑法の改正、1925年相続法の改正、監獄制度の改革、ムスリム家族法令の一部改正などが挙げられる⁽¹⁾。

なかでも2005年に報告書が出された監獄制度の改革については、詳細な検討がなされている。これによれば、監獄における劣悪な環境などについてNGOからの申立てがあったことを背景に、人権委員会などからのデータを収集し、法律委員会で報告書を作成したということである。勧告内容は多岐にわたるが、監獄内での懲罰としてのむち打ち禁止、看守の権限乱用を防ぐための収容者による不服申立ての容認などが挙げられている⁽²⁾。

そして、法律委員会で検討が行われた法令のひとつに、フドゥード令がある⁽³⁾。これはイスラームの教義にもとづき配偶者以外の異性との性交渉を犯罪とし、これを処罰するための命令などを指すものである。しかし、その内容が女性に対して差別的に適用される可能性があるとして、問題となっていた。このような命令が課題として取り上げられることからわかるように、イスラーム法を中心とした宗教法のもつ位置づけが比較的大きい。そうした宗教法について、2006年女性保護法（The Protection of Women Act, VI of 2006）を中心に概観する。

(2) 宗教にもとづく法制

パキスタンでは、とくに家族法の分野で宗教法が広く適用されている。ムスリムに対して適用される法令としては、1961年ムスリム家族法令、1939年ムスリム婚姻解消法などがある。これらの法令は独立後の重要な制定法として、イスラーム古典法の内容を近代化させることが主眼にあるとされる（伊藤 [2009: 17]）。また、キリスト教徒に対しては1872年キリスト教徒婚姻法などが適用されるほか、ヒンドゥー教徒については慣習法が有効であるとされる⁽⁴⁾。

おもに家族法分野で適用されていたイスラーム法であるが、一部の「クルアーンおよびスンナに反する」すなわちイスラームの教義に反する行為について、これを処罰するために制定された法令により、イスラーム法が他の分野にも適用されることとなった。その法令には1979年ジナ⁽⁵⁾とされる犯罪（フドゥード執行）令（The Offence of Zina [Enforcement of Hudood] Ordinance, 1979: 以下ジナ

犯罪令と略) や、1979年カジフ⁽⁶⁾とされる犯罪 (ハッド執行) 令 (The Offence of Qazf [Enforcement of Hadd] Ordinance, 1979)、1979年禁酒 (ハッド執行) 令 (The Prohibition [Enforcement of Hadd] Ordinance, 1979) などがある。いずれもズィヤー・ウル・ハック政権のもとで、イスラーム化が進められるなかで制定されたものである。

これらの法令は、姦通、飲酒、窃盗などの行為について、その定義とそれらに対する刑事手続きなどについて規定したものであるが、その規定内容がとくに女性に対して厳しく、さまざまな批判もなされていた。たとえば、姦通と強姦とが同じ規定で処罰されており、強姦されたことを証明できなかった女性は姦通の罪で処罰されたり、また女性からの訴えがときに自白として取り扱われることがあったりしたことなどが挙げられている⁽⁷⁾。

そうした状況を改善するため、制定されたのが2006年の女性保護法である。この法律により、刑法、刑事訴訟法、ジナ犯罪令、カジフとされる犯罪令などの法令に新たな条項が追加されたり、あるいは一部の条項が廃止されたりしており、包括的な法制改革を目指した法律であることがわかる。具体的には、

- ・刑法に第365 B 条 (意思に沿わない婚姻や姦通を目的とする誘拐など) 追加
- ・刑法に第367 A 条 (異常性欲の対象とすることを目的とする誘拐など) 追加
- ・刑法に第371 A 条、第371 B 条 (売春などを目的とする人身売買) 追加
- ・刑法第375条 (強姦) および第376条 (強姦に対する処罰) 改正
- ・刑法に第493 A 条 (同居により法律上の婚姻が成立したと女性に信じさせること) 追加
- ・刑法に第496 A 条 (姦通のための誘導)、第496 B 条 (姦通) などの規定を追加
- ・刑事訴訟法に第203 A 条 (ジナの際の申立て) 追加
- ・刑事訴訟法に第203 B 条 (カジフの際の申立て) 追加
- ・刑事訴訟法に第203 C 条 (姦通の際の申立て) 追加

これらのほか、上述の犯罪令などの条項が多数改正されている。こうした多数の規定を改正することで、女性の権利を侵害する形で運用されてきた各種の「犯罪令」から問題とされる規定が刑法や刑事訴訟法に移されるなどして、権

利侵害の可能性を低くするようにされている。とくに問題が多いとされた、強姦被害を受けたことを証明するために、少なくとも4名のムスリム男性による証言が必要であったことについて、ジナ犯罪令からは強姦やこれに関連する文言、規定が削除されている⁽⁸⁾。

このように、宗教に関わる法でも、現代社会の動態と人権意識とに合わせて、内容が変わりつつあることがわかる。そして、西洋的近代法も、宗教法も、現代パキスタンでは国家機関としての裁判所がこれを適用し、紛争解決に当たっている。そこで、パキスタン法を検討する上で中心的役割を果たしている司法について概観する。

Ⅲ 司法制度

パキスタンにおける通常裁判所制度は、最高裁を頂点に、国内に四つの高等裁判所⁽⁹⁾が設置され、高等裁判所の下には、県裁判所 (district judge) (民事) およびセッションズ裁判所 (sessions judge) (刑事) が設置されているという形でのヒエラルキー構造になっている。さらにその下位には、民事判事 (civil judge) および治安判事 (magistrate) の裁判所がおかれている。このように、下位裁判所においては、制度的に民事と刑事とで裁判所をわける形式をとっている。また、通常裁判所のほかに、さまざまな裁判所や審判所が設置されている。公務員の汚職や職務違反などについて迅速な手続きを進めることを目的に設置された、説明責任法廷 (Accountability Court) や債務不履行者からの銀行融資の迅速な回収を目的とする銀行裁判所 (Banking Court) などが挙げられる。

(1) 最高裁判所

(1)―1 概要

最高裁判所は首都イスラマバードにおかれ⁽¹⁰⁾、最高裁長官 (Chief Justice of Pakistan) のほかに16名の裁判官で構成することが定められている⁽¹¹⁾。なお、16名になったのは1987年からで、独立当初は最高裁長官のみ、あるいは長官以外の裁判官は2名のみ、といった時代もあった。また、つねに長官を含めて17名の裁判官がその職に就いていたとは限らず、前任者の退職後、ただちには後任者が任命されない場合もあった。なお、パキスタン最高裁では、これまでの

裁判官はすべてが男性であるという点も興味深い。

(1)―2 管轄権

最高裁の管轄は憲法によればおもに次の通りである。

① 固有の裁判管轄権 (original jurisdiction)

二つまたはそれ以上の州政府間の争訟（憲法第184条1項）。ただし本件に関しては、裁判所は宣言的判決のみを判示することができる（同2項）とされている。

第二編第一章に定める基本的権利の行使に関する事例（同3項）。

② 上訴管轄権 (appellate jurisdiction)

高裁の判決、決定、命令などの上訴の審理（憲法第185条）。

連邦シャリーア裁判所⁽¹²⁾における判決に対する上訴の審理（憲法第203F条）。

③ 勸告的裁判管轄権 (advisory jurisdiction)

大統領は、公共のために重要であると認められる法律上の問題について最高裁に意見を求めることができる（憲法第186条）。この最高裁に意見を求める権限については、大統領の裁量によるものとされ、首相や内閣の助言を受けることなく行うことのできる行為のひとつとなる。

なお、インド憲法において最高裁および高裁に付与されている令状管轄権 (writ jurisdiction)⁽¹³⁾は、パキスタン憲法でも最高裁および高裁の固有の裁判管轄権として規定が設けられている（第184条3項、第199条1項）。ただし最高裁に関しては、その管轄権は表現が異なっている。詳細については、第5章に記載があるが⁽¹⁴⁾、すなわち、上述の第184条3項において「……最高裁判所は、第2編第1章に定める基本的権利の行使に関して公共の重要性があると思料するとき、……命令を発する権限を有する」とされており、「公共の重要性 (public importance)」という語の加わっているところに特徴があるといえる。

上記の事項に関連して、最高裁には「人権部 (Human Rights Cell)」が設置されている。この部局は、憲法第2章に規定されている基本的権利の侵害について、迅速かつ安価に救済するために設置されたもので、最高裁長官直属の組織とされている。この部局では最高裁長官宛てに不服申立てや救済の申立てがなされた事項につき、迅速に処理することが求められており、長官命令のもと

づき報告などを行う⁽¹⁵⁾。これは、いわばインドの公益訴訟部と類似の機能を果たしているとみることができる。また、裁判所が職権により (suo moto)⁽¹⁶⁾ 調査を命じるというケースもみられる。

(1)―3 裁判官の任命

憲法第177条によれば、最高裁裁判官の任命については次のように規定されている。

- ①最高裁判所長官は大統領がこれを任命し、最高裁判所のその他の裁判官については、最高裁長官との協議にもとづき大統領がこれを任命する。
- ②パキスタン市民ではなく、また
 - (a) 連続してまたは通算して5年以上高等裁判所（本法の施行前に存在していた高等裁判所を含む）の裁判官を務めたか、または
 - (b) 連続してまたは通算して15年以上高等裁判所（本法の施行前に存在していた高等裁判所を含む）の弁護士を務めたかのいずれかを満たしていない場合は、最高裁判所判事に任命されない。

最高裁判所の判事について、その任命に関して訴訟が提起された事例がある。最近のものでは、2002年の *Supreme Court Bar Association vs. The Federation of Pakistan & others* 事件判決⁽¹⁷⁾がある。これは、2001年12月26日に政府の発表した最高裁判事の任命に関わるもので、このとき、ペシヤーワル高裁長官とラーホール高裁から3名の裁判官が、最高裁判事に任命された。この任命人事に対して、原告は、ラーホール高裁判事から任命された3名について、同高裁において「最先任」ではなかったことから、「これまで憲法的慣習となっていた最先任の原則が破られた」ことが問題であるとし、またこのように「つまみ上げる (pick and choose)」ような選任の方法は、司法の内部に分裂をもたらすうると訴え出たものである。また、問題とされた任命については、司法の独立と自律を妨げるものであり、独立した最高裁にアクセスする市民の権利を侵害していると主張している (para 4)⁽¹⁸⁾。この後者の理由づけが、第184条3項に基づく提訴を可能にしている、すなわち「公共の重要性」とつながるものであるとみることができる⁽¹⁹⁾。

リアズ・アフマド (Riaz Ahmad) 最高裁長官を裁判長とする5名の裁判官で

構成される法廷は、原告の訴えを棄却している。その判決理由としては、「最先任の原則は高裁長官および最高裁長官を任命する際にみに制限されるべきものであって、最高裁判事の任命にあたって用いられるものではない」と述べ（para 23）、そうした原則は憲法上も規定があるわけではなく、「長期にわたる継続的かつ習慣的活動が、司法の独立にとって益あるものとして従われるようになったもの」ということができるとした（同）。そして最先任の原則は憲法第180条（最高裁長官が不在のときの代理は最高裁判事のなかで最先任のものを充てる）のアナロジーとして存在するものの、これを最高裁長官や高裁長官を選任するためのものであって、最高裁判事の選任にあたってはこうした憲法慣習は存在しないとしたのである（同）。

さらに、本判決で参照された *Judges* 事件判決⁽²⁰⁾では、上位裁判所の裁判官を選任する手続きにおける最高裁長官の役割について、次のように記述していることから、最先任の原則が必ずしも適用されないと述べている。すなわち、「第177条および第193条で最高裁および高裁の裁判官を選任するにあたり（最高裁長官が）協議することの目的は、……能力ある者を、政府の各部門に対する監視役を務めるといって難しくデリケートな役目に就ける必要があるためであり、また、政治的配慮を排除するためでもある。……最高裁長官は、司法の長として、いわば家長のごとく、上位裁判所裁判官候補者について、その適格性を知っておかねばならず、長官の見解は尊重されるべきである。このような参加型の協議プロセスは、上位裁判所の裁判官としてもっとも適任な者を総意により選任することにつながる……」と述べている。そして、本判決では、最先任の原則を自動的に適用することは上述のような最高裁長官の役割を侵害することにつながり、ひいては司法の独立にも影響を及ぼすと判示している（para 24）。また、過去においては高裁裁判官を退職してから最高裁判事に選任された者もいたこと、先任の原則が適用されずに最高裁判事が選任されたことが過去にも多数あったことなどが、示されたのである（para 25, 26）。

このように、最高裁判事の任命については最先任の原則に拘束されることなく、高裁判事経験者などから任命されることが明確にされた。同時にこれは、最高裁長官の意向を受けて候補者が選ばれ、最高裁判事に任命されうることをも示している。

(2) 高等裁判所

高等裁判所は、最高裁判所と同様に令状管轄権をもっており（第199条）、これがパキスタンにおける公益訴訟の基礎となっている⁽²¹⁾。

前述の通り、最高裁判事に就任するためには、これらの高裁で一定年限を判事として、または弁護士として務めなければならない。2009年11月現在の最高裁ウェブサイトに掲載されている最高裁判事（長官および特別裁判官1名を含む）18名の内、バローチスターン高裁出身者が3名、ペシャーワル高裁出身者が4名、ラーホール高裁出身者が7名、シンド高裁出身者が4名となっている。また、2009年になって任命された判事のうち、少なくとも3名は2007年の暫定憲法令（The Provisional Constitution Order 2007）にもとづく裁判官宣誓を拒否した者で、後に復権して最高裁判事にも任命されている。また、なかには暫定憲法令にもとづく宣誓はしたものの、その後の最高裁長官に対する解職騒動を機に高裁判事を辞職したところ、やはりチョードリー長官の復権とともに最高裁判事に任命された者もいる。暫定憲法令にもとづく宣誓を拒否し、後に最高裁判事に任命された者は多くがラーホール高裁あるいはシンド高裁出身で、そのため現在最高裁を構成する裁判官の内、任命されてから期日が経っていない者の多くがラーホール高裁またはシンド高裁出身で、それ以外はバローチスターン高裁またはペシャーワル高裁出身の者が目立つというかたちになっている。

(3) 国家司法政策（National Judicial Policy, 2009）と司法の課題

国家司法(政策作成)委員会は、4日間の討議をふまえて国家司法政策(National Judicial Policy)を2009年5月に作成した⁽²²⁾。その冒頭は第1章でも紹介されている通り、チョードリー最高裁長官による巻頭言である。そのなかで彼は、治安悪化などの多くの問題があるものの、それらは乗り越えられるものと考えていると述べ、弁護士たちによる司法の独立回復を目指した活動は、そのひとつの表れであるとしている。そして、「国民は司法に期待を寄せており、我々はその期待に応えなければならない。そのためには、滞留(Backlog)と遅延(delay)という二つの問題に対処しなければならない。」と述べている。そして、この司法政策のポイントとしては「司法の独立」の強化があるとして、「行政

からの独立」と「汚職の追放」という二点を掲げている。その上で、政策のゴールは滞留をなくすことにありと明示している。

このように、司法部としては、最大の問題は訴訟の滞留にあるとみている。実際に、同政策に記載された係属中の訴訟数は、最高裁で19000件強、シンド高裁では18500件強、ラーホール高裁にいたっては84700件あまりと、非常に多くの訴訟が滞留していることがわかる。しかもこれは高裁、最高裁のレベルのみではなく、下級裁判所においても状況に変わりはないとされる（表1参照）。これらの状況を前提として、司法政策としてはいかなるものが挙げられているか、おもなものを取り上げてみる。

表1 係属中の訴訟数

上位裁判所	(件数)	下位裁判所	(件数)
最高裁判所	19,055	バンジャープ	1,225,879
連邦シャリーア裁判所	2,092	シンド	144,972
ラーホール高等裁判所	84,704	北西辺境州	187,441
シンド高等裁判所	18,571	パローチスターン	7,664
ベシャーワル高等裁判所	10,363	計	1,565,926
パローチスターン高等裁判所	4,160		
計	138,945		

① 司法の独立

司法の独立に関連しては、まず上位裁判所（最高裁、高裁）の長官または裁判官が、将来的には州知事代理の職に就かなくすること、上位裁判所を退職した裁判官が、下位の職位に再び就くことを認めないことなどが挙げられている。後者における下位の職位には、銀行裁判所、行政審判所の職員などを含む。

また、特別裁判所や審判所の職員に退職した裁判官を任命する代わりに、現役の裁判官を、高裁長官との協議の上で任命することや、すべての特別裁判所や審判所を司法の管轄下におき、その人事に関しては、管轄地域の高裁長官の勧告にもとづくべきものとするなどが勧告されている。これらは、各種裁判所や審判所に対する、司法部によるコントロールを確かなものとするを目的としている。

さらに、将来的には、司法は選挙実施とは距離をおくべきであることも付記されている。

② 職務関連

職務に関連しては、上位裁判所の裁判官は、裁判官職務規定を遵守しなければならないことを強調している。そして、判決はできるだけ短い期間で出されるべきで、高裁長官は、異常な遅延や非効率的な執行を含む職務規定の逸脱について、最高司法協議会議長に報告すべきであることを勧告している。

③ 汚職の撲滅

ペシャーワール高裁で枠組みが作られ、ラーホール高裁でも採用されている下位裁判所についての職務規定を、シンド高裁およびパロークスターン高裁でも採用を検討すべきであること、各高裁に「汚職撲滅事務局」を設置するなど、汚職をなくすための組織を改善すること、司法職員について、汚職に関与している、あるいは収入以上の生活を送っているという評判のものに対し処分を検討するなどの具体的な方策がこの点については挙げられている。

また、縁故主義、汚職などを防ぐため、判決などの精査を行うこと、下位裁判所の裁判官に対し、高裁長官または高裁裁判官による抜き打ち調査を行うこと、県・セッションズ裁判所の裁判官は、下位裁判官の汚職行為などについて報告をしなければならないことなども挙げられている。さらに、司法職員は、その出身地に任ぜられることはなく、3年以上勤続した場合転任されるというような、地縁関係が生まれることを防ぐための方策も、提起されている。

④ 訴訟の処理

訴訟の処理については、短期的措置と長期的措置にわけて検討され、短期のものについては刑事と民事でわけて述べている。

刑事事件に関わる短期的処置については、保釈は被告人の権利であって、刑事訴訟法第496条にもとづき、裁判所は保釈を認めなければならないこと、刑事訴訟法第497条⁽²³⁾の適用にあたっては、治安判事レベルでは3日、セッションズ裁判所では5日、高裁では7日を超えないうちに決定しなければならないこと、警察および捜査機関は、刑事訴訟法第173条に

もとづき、14日以内に報告書を提出しなければならないことなどが挙げられている。最後の点については、期間内に捜査が終了せず、報告書が提出されないことが、訴訟の遅延の最大の問題のひとつであるとしている。

訴訟の遅延に関連しては、懲役刑の刑期が7年を超えない刑事事件については、6カ月以内に処理し、7年以上の刑事事件については1年以内に処理しなければならないこと、予防拘禁に関わる事例については、できる限り早急に処理しなければならないこと、薬物事件、テロ事件、女性に対する事件および少年事件については迅速に処理すべきことなどが示されている。また、弁護人がつかない事例が、訴訟の遅延を引き起こしているとして、高裁長官は、法律扶助委員会委員長および地方弁護士会会長との協議の上で、弁護人を任命することも改善点として挙げられている。

民事事件に関わる短期的処置としては、まず第199条にもとづく令状訴訟についてはできる限り迅速に処理しなければならないことが挙げられている。また、昇進、転勤などを含む公務に関わる問題および専門職大学などへの入学に関わる問題に関する令状訴訟については、60日以内に処理することが、地代に関わる訴訟は4カ月以内に（その控訴審は60日以内に）、家事事件については3ないし6カ月以内に（その控訴審は30日以内に）、処理しなければならないことなどが述べられている。これらもまた訴訟の滞留を解決していくための方策として挙げられているものである。

このほか、2002年少額訴訟および軽微事件裁判所令の適用を迅速に行うことや、これに関わって、ADRについてのマスタートレーナー研修などを実施すること、これまで積み残された訴訟の処理に重点をおき、これを1年以内に処理するための特別法廷をおくことなども訴訟の滞留対策といえる。

このほか、訴訟の滞留以外の問題に関わるものとして、女性および児童に関わる訴訟、貿易、商業および投資に関わる訴訟の処理に重点を置くことや、訴訟リストを公判の1カ月前には提示できるようにすること、さらには、濫訴を防ぐため、訴訟費用の負担などについて手続きを強化することなども記述されている。

長期的処置としては、いくつかの方策が挙げられている。まず、監獄規則の遵守を確かなものとするため、高裁裁判官により刑事施設の定期的調

査を実施すること、刑務所の環境改善、収監された者に対する医療の改善を行うことが挙げられる。さらに、高裁裁判官の職務のローテーションを平均的に実施すること、司法に関わるインフラの整備のための財政支出を行うこと、裁判所をひとつの構内に設置すること⁽²⁴⁾、司法でのコンピュータ化を進め、裁判所と刑事施設の間でのテレビ会議システムを導入すること、裁判所職員の給与面での改善を行うこと、また、高裁裁判官が環境保護審判所所長などを兼任することを廃止することなどが述べられている。すなわち、司法の人的あるいは物的なインフラを整備する必要があることを述べている。

以上は、国家司法政策に掲げられた重要なポイントの一部である。とくに滞留している訴訟の処置にかなりの重点を置いていることが、その部分に割かれた分量からもうかがわれる。もっとも、具体的な目標や手段は明示されているが、それが実行可能なか否かについては、とくに司法に対する財政支出額が小さいなかでは、ネガティブにとらえざるをえないであろう。

IV おわりに

パキスタンの法制度については、上述の通り、近代的法制と宗教法、あるいは慣習法も含めての多元的な法体制に特徴がある。隣国インドでも家族法については宗教法が適用されており、この点についてはパキスタンと変わるところがないが、パキスタンの場合は裁判所についても多元性がみられるところ、とくに通常裁判所のほかにシャリーア裁判所が設置されている点については、多元的な法・司法体制を明確に示したものであるということができよう。そして、それらの多元的なシステムにある各種の法令も、さまざまな動きをみせている。たとえば第Ⅱ節で概観した2006年女性保護法は、イスラーム化推進の動きのなかで制定された各種の法令を、現代的視点にもとづいて、人間の尊厳、人格の尊重を重視する方向で改正したものであり、これをより詳細に検討することで、現代パキスタンの社会と法との関わりをみることができよう。

司法は、第1章で詳細に検討されたように、現在のパキスタン社会あるいは政治において、重要な役割を果たす部門ということが出来る。しかしながら、

訴訟の滞留や財政的困難さ、さらには汚職など、さまざまな問題を抱えていることが、司法政策の文章にも明示されている。

また、政府との関係性のなかでその活動が、否が応でも政治性を帯びてしまう可能性も少なくない。司法の独立は、第1章で詳述されたような、政権による裁判官人事への介入というかたちで脅かされてきた。しかし、パキスタン司法がその独立性を完全に失ったのではなく、むしろ独立性を基礎に司法積極主義が成立し、もって政権との緊張関係を生じることへとつながっている。逆に、司法が抑制的な動きをみせる場合、それが司法の地位を守ることにもなっている。いわば、司法のこうした揺れ動きが、パキスタン政治の動態を示しているともいえ、また、政治の混迷の一要因ともなっているとえよう。

これらの課題に最高裁を頂点とする司法がいかに対処していくのか、とくに、豪腕ともいえるチョードリー最高裁長官はまだ定年まで3年以上を残しているところから、その任期中に司法がいかなる動きをみせうのか、注視されるところである。

【注】

- (1) 内容の詳細については、GOP [2008]などを参照。なお、報告書のテーマや内容については、法律委員会のウェブサイトでも閲覧できる。
- (2) GOP [2005:5-14]参照。
- (3) たとえば、法律委員会報告書第75号。GOP [2006]参照。
- (4) 詳細につき、伊藤 [2009] を参照。
- (5) Zina とは、「男性と女性とが、互いが婚姻相手ではないにもかかわらず、合意の上で性交渉をもつこと」と定義される（ジナとされる犯罪令第4条）。
- (6) Qazf とは、「話されるもしくは読まれる言語により、またはサインによりまたは視覚により認識されるものにより、他人を傷つけるためにZinaを行ったとの非難を行うとき、Qazfを行った」とされる。（カジフとされる犯罪令第3条）。
- (7) 女性保護法制定理由（Statement of objects and reasons）より。
- (8) 2006年女性保護法をはじめ、各種関連法令についてはMahmood [2006]を参照した。
- (9) それぞれ、パンジャープ州（ラーホール）、シンド州（カラーチー）、北西辺境州（ペシャーワル）、バローチスターン州（クエッタ）に設置されている。

また、一時的にイスラマバードにも高等裁判所が設置されたことがあるが、現在は存在しない。

- (10) パキスタン最高裁の建物は隣に大統領官邸があり、はず向かいには連邦シャリーア裁判所があるという官公庁が並ぶ通りの中心にあり、厳重な警備のもとにある。なお、最高裁の建物は丹下健三事務所の設計によるものという。
- (11) このほかに、最高裁判事の定数不足やその他の理由にもとづいて、最高裁長官は、大統領の承認を得るなどして、必要な期間、特別裁判官を任命することができる（憲法第182条）ことが定められている。
- (12) 連邦シャリーア裁判所（Federal Shariat Court）は、法律または法律の規定がイスラームの命令に抵触していないかどうかを判断することをその権限としている裁判所で、イスラーム法学者を含む8名の裁判官で構成されている。
- (13) 巻頭の「略語および用語説明」を参照。
- (14) また、巻末の「資料1 関連条文」も参照。
- (15) 最高裁 HP より。 <http://www.supremecourt.govpk/web/page.asp?id=335>（2009年11月1日アクセス）。
- (16) 巻頭の「略語および用語説明」を参照。
- (17) PLD 2002 SC 939.
- (18) 判決には本判決のようにパラグラフ番号がついている場合があり、ここでは、ページ番号ではなくパラグラフ番号（para）にて表示している。
- (19) 原告代表 Hamid Khan は、司法を自立的で健全なものとするのが、正義へのアクセスと市民の基本的権利を保障するものになるとした上で、そのためには第一段階として個人的配慮や政治的圧力を排除すること、第二段階として最先任の原則を厳格に維持すること、第三段階として高裁長官から最高裁判事への昇進の期待を正統性あるものとする、第四段階として最高裁判事に空席ができたときは、高裁長官から選任することなどが大切であるとしている。
- (20) *Al-Jehad Trust v. Federation of Pakistan*, PLD 1996 SC 324.
- (21) 詳細については、第5章のほか、Razzaque [2004]、Menski [2000]を参照のこと。
- (22) 同政策の内容については、最高裁 HP に記載されているものを参照した。
- (23) 保釈が認められない犯罪の被告人などで、令状なしに逮捕された者について保釈を認める旨の規定。
- (24) 裁判所の建物が分散していることによる時間のロスをなくすことが目的である。

【参考文献】

〈日本語文献〉

浅野宜之 [2009] 「パキスタン」 鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会、pp.344-357.

伊藤弘子 [2009] 「パキスタン家族法制度調査報告書」『戸籍』828号、pp. 1 -47.

〈外国語文献〉

Government of Pakistan(GOP) [n.d.] *Introduction (Law and Justice Commission of Pakistan)*, Islamabad: Government of Pakistan.

Government of Pakistan(GOP) [2005] *Report on Jail Reform (Law and Justice Commission of Pakistan Reports No. 80)*, Islamabad: Government of Pakistan.

Government of Pakistan(GOP) [2006] *Amendment of Sections 11, 13 and 14 of the Offence of Zina (Enforcement of Hudood) Ordinance 1979 (Law and Justice Commission of Pakistan Reports No. 75)*, Islamabad: Government of Pakistan.

Government of Pakistan(GOP) [2008] *Law and Justice Commission of Pakistan Reports No. 90-102*, Islamabad: Government of Pakistan.

Mahmood, M. [2006] *Protection of Women Act, (VI of 2006)*, Lahore: Al-Qanoon Publishers.

Mahmood, M. [2008] *The Constitution of Islamic Republic of Pakistan, 1973* (Seventh edition), Lahore: Pakistan Law Times Publications.

Menski, W. [2000] *Public Interest Litigation in Pakistan*, Karachi: Pakistan Law House.

Razzaque, J [2004] *Public Interest Environmental Litigation in India, Pakistan and Bangladesh*, Hague: Kluwer Law International.

Rizvi, Syed Shabbar Raza [2005] *Constitutional Law of Pakistan –Text, Case Law and Analytical Commentary* (Second edition), Lahore: Vanguard.

Supreme Court of Pakistan [2006] *2006 Supreme Court of Pakistan Report* (Golden Jubilee edition), Islamabad: Supreme Court of Pakistan.

Yasin, Mohammad and Tariq Banuri [2004] *The Dispensation of Justice in Pakistan*, Karachi: Oxford University Press.

〈ホームページ〉

最高裁判所 HP <http://www.supremecourt.gov.pk/>

連邦シャリーア裁判所 HP <http://www.shariatcourt.gov.pk/>

国家司法政策 <http://www.supremecourt.gov.pk/njp2009/njp2009.pdf>